第４号様式（第４条関係）

行政文書公開拒否決定通知書

平成25年８月19日

野村　一也　様

神奈川県警察本部長

平成25年８月５日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	以下の場所に設置された車両感知器が２０１３年５月に測定したデータ 国道１５号線：神奈川区新町７－１に隣接する上り車線の感知器 国道２４６号線：横浜市青葉区榎が丘３－８に隣接する上り車線の感知器
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第　条第　項第　号該当 （理由） 本件公開請求に係る車両感知器は、神奈川県警で設置管理を行っている車両感知器ではないことから、請求に係るデータは作成も取得もしていないため存在しません。
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、　　年　　月　　日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事務担当課室	交通部　交通規制課 電話番号　045-211-1212　　内線　5187

備考　「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。